

諮問日：平成30年8月7日（平成30年度（最情）諮問第33号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第65号）

件名：裁判官の研修資料等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

大阪高等裁判所の判決からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件申出に係る各文書に記載された事項が司法研修所の研修において取り上げられたことはなく、探索によっても本件開示申出文書は発見されなかった。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年8月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

### 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件申出に係る各文書に記載された事項が司法研修所の研修において取り上げられたことはなく、探索によっても本件開示申出文書は発見されなかったとのことであり、本件申出の内容に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人

## 別紙

- 1 刑事裁判につき、どのような場合に虚偽告訴を立証するために行った被告人の証拠調べの請求を全て却下した上で、虚偽告訴がされたことをうかがわせる証拠はないと判断して、被告人の控訴を棄却することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 2 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責に関する意見を破産管財人が提出したとしても、破産裁判所がこれを容認することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 3 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責許可決定を出すことになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 4 破産事件につき、どのような場合に不動産の任意売却で買主から消費税を受領した破産管財人が消費税の確定申告をしなくてもいいことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書
- 5 最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁は、破産手続における裁判及び破産手続における破産管財人に対する監督権限の行使等にも妥当すると書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 6 どのような場合に「虚偽の申告」を「虚偽の告訴」と読み替えた上で、虚偽の告訴状は提出していないという理由で損害賠償請求を棄却することになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- 7 どのような場合に、控訴理由書における国家賠償請求に関する法的主張を1文字たりとも摘示せず、かつ、控訴理由に対する判断として「その他、控訴人の当審における主張・立証を勘案しても、上記認定・判断を左右するに足りない」等としか判決文には書かないことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書